

JU茨城オートオークション クレーム規約・ペナルティ基準

《 追記のお知らせ 》

- ① 落札車両の交通違反等によって出品店に迷惑がかかった場合、制裁金として30,000円を徴収する。
*但し、落札店にて名義変更終了後の場合は除く。
- ② 落札車両が海外輸出された場合、その後のクレームは原則として受けないものとする。
- ③ ダブル移転、相続移転書類は原則として受け付けないものとする。
- ④ 落札店が同管轄で名義変更し、自動車税の精算が終了した後に、再度他府県に移転登録又は抹消登録を行い電話連絡を事務局にした場合に限り自動車税の再精算を行います。
*但し、受付期間はオークション開催日より3ヶ月とし、再登録日より1週間以内に連絡を頂いた場合のみ受付とします。
- ⑤ 沖縄・北海道・四国・九州については、クレーム受付期間をAA当日含む7日間とする。
*但し、クレームの受付は通常受付期間（5日間）に申出があった場合とする。
- ⑥ オークション成約後リサイクル料金の訂正がある場合、後日請求の対応とします。尚、出品リスト記載金額を上限とする。
- ⑦ オークション検査等によりキャビン交換車両と判明した場合、走行不明車両と取扱いさせて頂きます。
- ⑧ 非課税車両の消費税は出品時に課税・非課税の判断が出来ない為、消費税を換算して計算書を発行しております。但し、出品店より非課税車両の申告があれば計上は致しません。落札後に非課税車両と判明した場合は、落札店申立期間を「事務局から書類発送後7日間」とし再清算処理をさせて頂きます。尚、非課税車両の判断は事務局確認後、計算書にて消費税を返還させて頂きます。
- ⑨ 特殊・特装車両を出品する際は上物書類の有無を記載して下さい。記載の無い場合は上物書類有と判定し、クレームとなる場合がございます。